

## 再び理事者として

副会長 富田 秀実

主な担当業務  
弁護士研修・裁判員制度センター、合同図書館、会員サポート窓口、非弁護士取締、労働法制、公害・環境、会館、新進会員活動など



### ■ 初仕事

10月13日に副会長に就任いたしました。翌日の14日には、初仕事として、長崎県壱岐へ法テラス壱岐法律事務所の開所式での挨拶です。壱岐法律事務所は日本司法支援センター（法テラス）の司法過疎対策のための地域事務所として壱岐市（壱岐島）に設立された法律事務所です。その所長に当会でスタッフ弁護士として養成された浦崎寛泰弁護士（58期）が就任したのです。開所式には当会からは、浦崎弁護士の出身事務所である池袋総合法律事務所の会員弁護士らも出席し、地元からは、壱岐市長をはじめ、長崎県弁護士会会長、厳原地家裁支部長裁判官、壱岐地方法務局長など多くの方々が出席し、盛大なもので、地元からの法テラス壱岐法律事務所への熱い期待を感じました。

### ■ 再び理事者として

私は、2005年度に副会長職を務めておりましたが、まさか再び副会長になるとは思いもよみませんでした。しかし、就任後、理事者室で執務していると、当初から理事者に就いていたような錯覚を覚えます。会長をはじめ他の副会長は、私が以前から会務などでよく知っていた方々です。私が引き継いだ担当委員会などの会務は、大半は前年度に私が担当していたものですので、何の違和感もなく副会長職に従事できているからだと思います。

### ■ 担当する委員会活動について

私が担当する委員会は、裁判員制度センター、弁護士研修センター運営委員会、非弁護士取締委員会、会員サポート委員会、会館運営委員会などの外、本年度に新しく設置された労働法制特別委員会や公益通報者保護委員会も担当しています。

裁判員制度センターでは、法曹三者による模擬裁判員裁判の対応や検証、裁判員裁判を広報するための外部講師などの派遣や裁判員裁判の舞台劇の制作準備などに積極的に取り組み、残り2年あまりとなった裁判員裁判の実施に向けて、その対応の準備に余念がありません。

また、本年4月から実施された労働審判制を契機に設置された労働法制特別委員会は、労使双方に対応可能な労働弁護士養成のための研修会や勉強会を精力的に開いており、本年度中には会員向けの労働事件に関する実務マニュアル本の出版も予定しています。

公益通報者保護委員会は、既に新宿区からの要請を受けて新宿区の公益保護通報条例に基づく外部通報先として当会会員を推薦し、新宿区から委嘱されており、さらに多くの当会会員を自治体や事業者などの外部通報先とするための体制を整えようとしています。また、公益通報110番として電話相談を展開するなど公益通報者保護制度の一般市民への周知や同制度の外部通報先としての弁護士の役割を広報するなどの積極的な活動をしています。

弁護士会館は、竣工10年目の大改修工事も最終の段階に入り、会館委員会も大忙しの時期からようやく解放されようとしています。

### ■ 会員からの意見・要望を

私の任期は来年3月末までですが、司法制度改革の総仕上げの時期にあたり、市民や会員のために副会長としての職務に精励する所存ですので、会員の方々からも、会務や会員サービスあるいは業務上の問題など、どしどしご意見やご要望を理事者室まで伝えて下さるようお願いいたします。